

大村港第3号

令和8年6月1日

関係者各位

佐世保海上保安部長

台風第6号接近に伴う「警戒勧告」

台風第6号の接近に伴い、大村港における船舶に対して港則法第39条第4項に基づき、勧告しますので、下記の安全対策を踏まえた対応をお願いします。

記

警戒勧告 6月1日 21:00

- (1) 在港船舶は、台風等の動向に留意し係留強化、機関の起動準備等の荒天準備を行うとともに、状況に応じて直ちに避難できるように準備すること。
- (2) 危険物積載船は、荷役作業中の中止基準等を考慮し早めに荷役を中止し在港船舶と同様の措置をとること。
- (3) 小型船舶等は、陸揚げ固縛又は安全な場所に避難し、又は状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること。
- (4) 港内で工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、作業等を中止し資材等の流出防止措置を図るとともに、在港船舶と同様の措置をとること。

※『警戒勧告』

大村港に風速15メートル以上の台風の強風域が12時間以内に到達すると予想される場合
または大村市へ暴風警報が発表された場合

佐世保海上保安部 交通課

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1

TEL(0956)31-5512(FAX兼用)